

○座間市スマートハウス関連設備設置補助金交付要綱

平成25年3月29日告示第42号

改正

平成25年8月27日告示第108号

平成26年3月25日告示第26号

平成27年3月25日告示第31号

平成28年3月22日告示第27号

平成29年3月27日告示第32号

平成29年4月14日告示第60号

平成29年6月19日告示第74号

平成30年4月12日告示第52号

平成31年4月15日告示第65号

令和元年6月12日告示第11号

令和2年4月15日告示第54号

令和3年4月15日告示第49号

令和4年4月19日告示第78号

令和6年4月8日告示第72号

令和7年3月28日告示第52号

座間市スマートハウス関連設備設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地球温暖化の防止及び環境保全意識の高揚を図るため、住宅にスマートハウス関連設備を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付することについて、座間市補助金等の交付に関する規則（平成6年座間市規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅用太陽光発電システム 太陽光発電による電気が、当該太陽光発電システムが設置される住宅において消費され、太陽電池の最大出力（システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力で、日本産業規格又はIEC等の国際規格に基づくもの）の合計値が10キロワット未満のもの
- (2) リチウムイオン蓄電池 当該年度の環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業）のうちZEH支援事業の補助対象として指定されている機器

- (3) 関連設備 住宅用太陽光発電システム又はリチウムイオン蓄電池で未使用であり、かつ、リース契約により使用するものでないもの

(補助事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、個人が市内において自らが居住する住宅（店舗等併用住宅を含む。）に関連設備を設置する事業又は自らの居住の用に供する関連設備が付帯した新築住宅（店舗等併用住宅を含む。）を購入し、若しくは建築する事業とする。

(補助の対象者)

第4条 補助の対象となる者は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 市内に住所を有する者又は市内の住宅の購入、建築、建て替え等のため、市外に居住している者であって、その後において補助を受ける関連設備を継続的に使用するものであること。
- (2) 市税（延滞金を含む。）の滞納がないこと。
- (3) 住宅用太陽光発電システムを設置する補助事業については、電力会社との受給契約に基づき電力需給を行うものであること。ただし、電力会社との電力需給契約を締結しないことを市長が認めるときは、この限りでない。
- (4) 関連設備を設置する住宅を所有していない場合は、当該住宅の所有者から設置の承諾を受けていること。
- (5) 共同住宅に居住する場合は、関連設備により発電し、若しくは蓄電した電気、若しくは発生した温水又はエネルギー管理機能を自らの居住の用に供する専有部分でのみ使用することを目的とすること。

2 前項の規定にかかわらず、この告示又は廃止前の座間市住宅用太陽光発電設備設置補助金交付要綱（平成21年座間市告示第74号）に基づき関連設備について補助を受けた者は、補助を受けた関連設備については補助の対象とならない。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 住宅用太陽光発電システム 太陽電池の最大出力値（キロワット表示とし、小数点以下第2位未満を切り捨てる。）1キロワットにつき1万円を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）。ただし、4万円を限度とする。
- (2) リチウムイオン蓄電池 4万円

(交付の要望)

第6条 規則第5条第1項ただし書の規定により、補助金等交付要望書の提出を省略するものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、スマートハウス関連設備設置補助金交付申請書

(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、補助事業に着手する日の14日前までに市長に提出するものとする。

- (1) 関連設備の設置場所を示す地図
 - (2) 設置に係る工事請負契約書又は新築住宅の売買契約書の写し
 - (3) 設置場所の現況写真
 - (4) 関連設備を構成する機器の型式、規格等が確認できる仕様書及び設置の状況が確認できる配置図
 - (5) 収支予算書(第2号様式)
 - (6) 関連設備を設置する住宅が申請者の所有でない場合は、当該住宅の所有者の承諾書
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- (交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請を受けた場合において、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付を決定したときは、その旨をスマートハウス関連設備設置補助金交付決定通知書(第3号様式。以下「決定通知書」という。)により、補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(変更等の承認)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業等の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめスマートハウス関連設備設置補助事業変更・中止・廃止申請書(第4号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、補助事業の内容を変更しようとするときは、変更しようとする内容が確認できる書類を添付しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、当該申請に係る書類を審査し、その結果をスマートハウス関連設備設置補助事業変更・中止・廃止承認(不承認)通知書(第5号様式)により、補助事業者に通知しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかにスマートハウス関連設備設置補助事業実績報告書(第6号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 関連設備の設置に係る領収書その他支払を証する書類の写し
 - (2) 住宅用太陽光発電システムについては、電力会社と電力需給契約を証する書類の写し
(契約内容が確認できるものに限る。)
 - (3) 関連設備の設置状況が確認できる写真
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の交付)

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、スマートハウス関連設備設置補助金交付請求書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付の決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助事業に関し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、期限を定めて、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第14条 規則第24条ただし書の規定による市長が定める期間は、次のとおりとする。

- (1) 住宅用太陽光発電システム 10年
- (2) リチウムイオン蓄電池 6年

2 補助事業者は、規則第24条の規定に基づき、財産の処分の承認を受けようとするときは、スマートハウス関連設備処分承認申請書（第8号様式）に処分の内容が確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(処分の承認の決定)

第15条 市長は前条第2項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果をスマートハウス関連設備設置処分承認（不承認）通知書（第9号様式）により補助事業者に通知しなければならない。

(調査)

第16条 市長は、補助事業を適正に執行させるため、関連設備の設置工事の状況を設置場所において調査することができる。

(使用状況の報告)

第17条 市長は、補助事業者に対し、関連設備の設置後に使用状況の報告を求めることができる。

(手続代行者)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る申請等の手続について、業者等に委任することができる。

(実施細目)

第19条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 座間市住宅用太陽光発電設備設置補助金交付要綱（平成21年座間市告示第74号）は、廃止する。

附 則（平成25年8月27日告示第108号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成26年3月25日告示第26号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日告示第31号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月22日告示第27号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月27日告示第32号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月14日告示第60号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成29年6月19日告示第74号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成30年4月12日告示第52号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成31年4月15日告示第65号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和元年6月12日告示第11号）

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年4月15日告示第54号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和3年4月15日告示第49号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和4年4月19日告示第78号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和6年4月8日告示第72号）

この告示は、令和6年4月15日から施行する。

附 則（令和7年3月28日告示第52号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

第1号様式（第7条関係）

（表）

スマートハウス関連設備設置補助金交付申請書	
年 月 日	
(宛先) 座間市長	
郵便番号 住 所 申請者 <small>ふりがな</small> 氏 名 電話番号 メールアドレス	
次の事業を行いたいのので、補助金の交付を申請します。 なお、補助金の交付決定に当たり、市税の納付状況を確認することについて同意します。	
事業の名称	スマートハウス関連設備設置補助事業
目的及び内容	
設置する設備	<input type="checkbox"/> 住宅用太陽光発電システム <input type="checkbox"/> リチウムイオン蓄電池
申請額	円
設置場所	座間市
設置する住宅の区分	<input type="checkbox"/> 住宅新築時の設置 <input type="checkbox"/> 既存住宅への設置 <input type="checkbox"/> 関連設備付き新築住宅の購入（新築の集合住宅を含む。）
着手予定日	年 月 日
完成予定日	年 月 日
添付書類	

手続代行者

次の者をスマートハウス関連設備設置補助金に係る申請等手続代行者として選任します。

【所在地】 _____

【会社名】 _____

【代表者名】 _____

【担当者】 所属 _____ 氏名 _____

【連絡先】 電話 _____ メールアドレス _____

(裏)

関連設備の型式等と申請額内訳

住宅用太陽光発電システム	メーカー名				
		モジュールの型式名	公称最大出力(1枚)	枚数	公称出力計
	①		W	枚	W
	②		W	枚	W
	③		W	枚	W
	④		W	枚	W
	公称出力合計 (単位は kW とし小数点以下第2位未満切捨て)				
申請額 (A)		円			

リチウムイオン蓄電池	メーカー名			
	パッケージ型番			
	申請額 (B)	円		

申請額合計 (A+B)	円
----------------	---

第2号様式（第7条関係）

第2号様式（第7条関係）

収支予算書

1 収入

(単位：円)

科目	予算額	備考
収入合計		

2 支出

(単位：円)

科目	予算額	備考
支出合計		

第3号様式（第8条関係）

第3号様式（第8条関係）

座間市指令 第 号	
スマートハウス関連設備設置補助金交付決定通知書	
年 月 日	
様	
座間市長 印	
年 月 日付けで申請のあった補助金については、次のとおり決定したので通知 します。	
補助事業の名称	スマートハウス関連設備設置補助事業
交付申請額	円
交付決定額	円
交付時期	<input type="checkbox"/> 着手時 <input type="checkbox"/> 完了後 <input type="checkbox"/> その他（ ）
交付条件	1 この補助金の対象となる事業は、本補助金交付申請書のとおりとする。 2 この補助金は、交付の目的以外には使用しないこと。 3 この事業の遂行に当たり、座間市補助金等の交付に関する規則及び座間市スマートハウス関連設備設置補助金交付要綱を遵守すること。
その他必要事項	

第4号様式（第9条関係）

第4号様式（第9条関係）

スマートハウス関連設備設置補助事業変更・中止・廃止申請書	
年 月 日	
(宛先) 座間市長	
補助事業者	郵便番号 住 所 氏 名 電話番号 メールアドレス
年 月 日付け座間市指令 第 号で補助金の交付決定を受けた補助事業を次のとおり変更・中止・廃止したいので申請します。	
補助事業の名称	スマートハウス関連設備設置補助事業
変更等を行う設備	<input type="checkbox"/> 住宅用太陽光発電システム <input type="checkbox"/> リチウムイオン蓄電池
変更・中止・廃止の予定年月日	年 月 日
添付書類	

	既交付決定額	変更・中止・廃止後の交付申請額	変更・中止・廃止の内容および理由
住宅用太陽光発電システム (A)	円	円	
リチウムイオン蓄電池 (B)	円	円	
交 付 額 合 計 (A+B)	円	円	

第5号様式（第9条関係）

第5号様式（第9条関係）

座間市指令 第 号	
スマートハウス関連設備設置補助事業変更・中止・廃止承認（不承認）通知書	
年 月 日	
様	
座間市長 印	
年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更・中止・廃止については、次のとおり決定したので通知します。	
決定区分	<input type="checkbox"/> 承認する。 <input type="checkbox"/> 不承認とする。
補助事業の名称	スマートハウス関連設備設置補助事業
変更等を行う設備	<input type="checkbox"/> 住宅用太陽光発電システム <input type="checkbox"/> リチウムイオン蓄電池
既交付決定額	円
変更交付決定額	円
変更に伴う交付条件	1 この補助金の対象となる事業は、スマートハウス関連設備設置補助事業変更・中止・廃止申請書のとおりとする。 2 この補助金は、交付の目的以外には使用しないこと。 3 この事業の遂行に当たり、座間市補助金等の交付に関する規則及び座間市スマートハウス関連設備設置補助金交付要綱を遵守すること。
不承認の理由	
その他必要事項	

第6号様式（第10条関係）

第6号様式（第10条関係）

スマートハウス関連設備設置補助事業実績報告書

年 月 日

（宛先）座間市長

郵便番号
住 所
補助事業者 氏 名
電話番号
メールアドレス

年 月 日付け座間市指令 第 号で決定を受けたスマートハウス関連設備設置補助事業が完了したので報告します。

補助事業の名称	スマートハウス関連設備設置補助事業
設置した設備	<input type="checkbox"/> 住宅用太陽光発電システム <input type="checkbox"/> リチウムイオン蓄電池
設置場所	座間市
事業費	円
交付申請額	円
交付決定通知額	円
着手日	年 月 日
完成日	年 月 日
添付書類	

関連設備のメーカー名等

住宅用太陽光発電システム	メーカー名 公称最大出力 kW（小数点以下第2位未満切捨て）
リチウムイオン蓄電池	メーカー名 パッケージ型番

第7号様式（第11条関係）

第7号様式（第11条関係）

スマートハウス関連設備設置補助金交付請求書	
年 月 日	
(宛先) 座間市長	
郵便番号	
住 所	
請求者	ふりがな 氏 名
電話番号	
メールアドレス	
年 月 日付け座間市指令 第 号で決定を受けたスマートハウス関連設備 設置補助金の交付を次のとおり請求します。	
補助事業の名称	スマートハウス関連設備設置補助事業
交付決定通知額	円
交付確定額	円
交付請求額	円
添付書類	

口座振込先

金融機関名	銀行・金庫・組合		
店名	本店 ・ 支店		
口座番号	口座種類	普通 ・ 当座	
フリガナ			請求者との関係
口座名義人			本人・その他()

第9号様式（第15条関係）

第9号様式（第15条関係）

座間市指令 第 号	
スマートハウス関連設備処分承認（不承認）通知書	
年 月 日	
様	
座間市長 印	
年 月 日付けで申請のあったスマートハウス関連設備の処分については、 次のとおり決定したので通知します。	
補助事業の名称	スマートハウス関連設備設置補助事業
決定区分	<input type="checkbox"/> 承認する。 <input type="checkbox"/> 不承認とする。
処分等を行う設備	<input type="checkbox"/> 住宅用太陽光発電システム <input type="checkbox"/> リチウムイオン蓄電池
処分の方法	<input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> 譲渡 <input type="checkbox"/> 交換 <input type="checkbox"/> 貸与 <input type="checkbox"/> 担保 <input type="checkbox"/> 廃棄 <input type="checkbox"/> その他（ ）
承認に伴う条件	
不承認の理由	